



すすき

Yamamoto Acc office

山本総合会計



山本総合会計ニュース

編集 発行人
税 理 士

山本 孝久

〒152-0003
東京都目黒区碑文谷5-12-1
TS碑文谷ビル2F
TEL 03 (3791) 8863
FAX 03 (3791) 8292

◆ 9月の税務と労務

- 国 税 / 8月分源泉所得税の納付 9月12日
- 国 税 / 7月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 9月30日
- 国 税 / 1月決算法人の中間申告 9月30日
- 国 税 / 10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 9月30日

9月

(長月) September

19日・敬老の日 23日・秋分の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	.



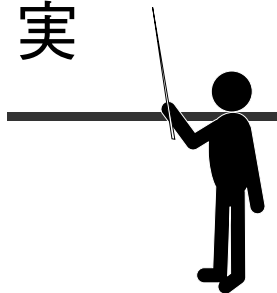
ワン
ポイント

相続の承認・放棄の選択期間 相続人は、相続の開始を知った日から3か月以内に、亡くなった人の財産や借金に対し、①全て受け継ぐ単純承認、②相続財産の限度で借金を受け継ぐ限定承認、③相続放棄、のいずれかを選択しなければなりません。東日本大震災の被災者である相続人に限り本年11月30日まで選択期間が延長されています。

雇用保険法が改正

失業者に対する

失業等給付が充実



雇用保険法が改正され、平成二十三年八月一日から施行されています。改正の主な内容は、次のとおりです。

1 賃金日額及び基本手当日額の引き上げ

基本手当とは、被保険者が、自己都合、定年、倒産等により離職後、生活の心配をせずに求職活動し、早期に再就職が実現できるように支給されるものです。

賃金日額は、基本手当日額の算定の基礎となるもので、離職の日以前六カ月間に、原則として、被保険者として支払われた賃金の総額（臨時に支払われる賃金及び三カ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く）を一八〇で割った額（給与の一日

の平均額）です。

今般の改正で、賃金日額及び基本手当日額の下限額と上限額の底上げが行われました（表1参照）。

2 再就職手当及び常用就職支度手当の給付率の引上げ

雇用保険には、職業に就くための求職活動や、より早期の再就職を促進するための制度として就職促進給付があります。

就職促進給付には、就業促進手当（就業手当、再就職手当、常用就職支度手当）、移転費及び広域求職活動費の三つがあります。

このうち再就職手当と常用就職支度手当の給付率が改正されました。

(1) 再就職手当

① 給付日数を三分の一以上残して就職した場合の給付率が、従来の三〇％（暫定措置として四〇％）から五〇％に引き上げられ恒久化されました。

② 給付日数を三分の二以上残して就職した場合の給付率が、従来の三〇％（同五〇％）から六〇％に引き上げられ恒久化されました。

(2) 常用就職支度手当

常用就職支度手当の給付率が、三〇％から四〇％に引き上げられました（表2参照）。

3 高年齢雇用継続給付の限度額の引上げ

高年齢雇用継続給付の限度額が、三二万七、四八六円から三万四、二〇九円に引き上げられました。

再就職手当

再就職手当は、職業に就いた日の前日において基本手当の支給残日数が三分の一以上ある受

表1

年齢	賃金日額の上限	基本手当日額の上限
30歳未満	12,290円→12,910円	6,145円→6,455円
30歳以上45歳未満	13,650円→14,340円	6,825円→7,170円
45歳以上60歳未満	15,010円→15,780円	7,505円→7,890円
60歳以上65歳未満	14,540円→15,060円	6,543円→6,777円
65歳以上	12,290円→12,910円	6,145円→6,455円
	賃金日額の下限	基本手当日額の下限
賃金日額	2,000円→2,330円	1,600円→1,864円

表2

支給残日数	常用就職支度手当の額
45日未満	45日分×基本手当日額×40%（従来は30%）
45日以上90日未満	支給残日数×基本手当日額×40%（従来は30%）
90日以上	90日分×基本手当日額×40%（従来は30%）

給資格者が、基本手当の受給資格の決定を受けた後に、早期に安定した職業（一年を超えて雇用されることが確実であること）に就き、または事業を開始したときに支給されるものです。

ただし、離職前の事業主に再び雇用された人、就職日前三年以内の就職について再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けた人あるいは申請後まもなく離職した人には支給されません。

常用就職支度手当

常用就職支度手当は、高年齢受給資格者を除く受給資格者等を対象に、身体障害者や就職日において四五歳以上の者（雇用対策法に基づく再就職援助計画等の対象者）等就職困難者として厚生労働省令で定めるものであって、就職日の前日において、基本手当の支給残日数が、所定給付日数の三分の一未満または四五日未満である等の要件を満たした者が安定した職業に就いたときに支給されます。

例) Tさん(48歳)の所定給付日数を150日、基本手当日額を5,800円、90日分の基本手当を受けていた場合の残りの給付

(1) 再就職手当を受ける場合 174,000円

給付日数を1/3以上残して就職していますので、基本手当日額の50%に支給残日数を掛けた額(5,800円×0.5×60日分=174,000円)となります。

再就職手当を受給後就職したが、受給資格を満たせず再び離職する場合、受給期間内であれば、残りの基本手当を受けることができる場合があります。ただし、再就職手当を受給していますので、その日数分は基本手当が支給されたものとして計算されます。この場合の再就職手当の支給日数分の計算は、「再就職手当の支給額を基本手当日額で割った日数」となります。

$$174,000円 \div 5,800円 = 30日$$

したがって、受給期間内であれば、残り30日{150日(所定給付日数)－90日(基本手当)－30日(再就職手当相当分)}の範囲内で基本手当を受給することができます。

(2) 所定給付日数を受け終わるまで就職ができない場合 348,000円

5,800円を60日分受けることとなりますので、再就職手当を受ける場合の174,000円の倍の金額(348,000円)の基本手当を受けることができます。

(3) 離職した会社等に就職した場合

離職時と同一の事業所及びその関連事業所に就職した場合は、給付日数が残っていても、一切の給付は行われず、勤務年数もゼロからのスタートになります。

(4) 高年齢再就職給付金を受給する場合

再就職手当の支給を受けることができる者が、同一の就職につき高年齢再就職給付金の支給を受けることができるときは、高年齢再就職給付金と再就職手当とは選択受給となります。この場合、厚生年金保険の被保険者となる場合は、年金との支給調整がありますが、短時間就労者など厚生年金保険の被保険者とならないで就労する場合は年金は減額されません。

ちなみに、高年齢再就職給付金は、60歳以上65歳未満の高齢者が、離職後に基本手当を受給し、支給日数を100日以上残して再就職したときなどの要件を満たしたときに支給されます。

(5) (4)の人が再就職手当を選択する場合

再就職手当は一時金で支給されるため、年金との調整はありません。

被災者雇用開発助成金

平成23年5月2日以降に、東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上（1年未満の有期契約を更新する場合を含む）雇用することが見込まれる労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対し、「被災者雇用開発助成金」が1年間、6カ月ごとに2回に分けて、支給されます。

	大企業	中小企業
短時間労働者以外	50万円	90万円
短時間労働者	30万円	60万円

支給額は上表のとおりで、本助成金の対象となる労働者は、次のとおりです。

(1) 以下の①から③のいずれにも該当する者で、震災により離職した者

① 東日本大震災発生時に被災地域（東京都を除いた地域で、災害救助法

が適用された市町村の地域）において就業していた者

② 震災後に離職し、その後安定した職業に就いたことのない者

③ 震災により離職を余儀なくされた者
(2) 被災地域に居住する者で、震災後、安定した職業に就いたことのない者（震災により被災地域外に住所または居所を変更している者を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなった者を除く）

なお、過去3年間に就労したことのある事業所（出向、派遣、請負を含む）への雇入れ、雇入れ日の前日から起算して、6カ月前の日から1年経過日までの間に事業主都合による解雇または同期間において雇入れ日における被保険者数の6%超を倒産・解雇等による離職理由で離職させている場合は、本助成金の対象となりません。

詳しくは、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局（職業安定部）にお問い合わせください。

年金融資制度

厚生年金保険、国民年金または労災保険等の年金受給者を対象に、医療、住居、冠婚葬祭などのために必要なときに、一定額の融資を受けられる「年金融資制度」（いわば年金の前借り制度）が実施されています。

融資額は、10万円～250万円（1万円単位）で、受給中の年金額の1.2倍以内、融資利率は、年金担保貸付1.8%、労災年金担保貸付0.9%です。

金額が指定の預金口座に振り込まれるまで3週間程度かかります。

返済は、借入申込者本人が指定した額（各回の支給額の1割を、1万円以上から1万円単位で返済）を、支給される年金から差し引く方法で、概ね2年6カ月以内で行われます。

詳しくは、独立行政法人福祉医療機構にお問い合わせ下さい。

長期家族介護者援護金

仕事申中または通勤途中の災害で、障害等級第一級の障害補償年金・障害年金または傷病等級第一級の傷病補償年金・傷病年金の受給者が、仕事以外のケガや病気が原因で死亡したときには、遺族補償年金・遺族年金は支給されません。

そこで、遺族の生活の激変を緩和し、自立した生活への援助を行う観点から、前記の給付を

一〇年以上受けていた等の要件を満たした場合は、社会復帰促進等事業の一環として、一〇〇万円（遺族が二人以上いる場合は、一〇〇万円をその人数で割った額）が、「長期家族介護者援護金」として支給されます。

ただし、自動的に支給されませんので、支給決定した労働基準監督署経由で都道府県労働局に申請する必要があります。